

## 愛知県立豊川工業高等学校体罰・いじめ防止対策委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県立豊川工業高等学校が、体罰・いじめ防止について、保護者や地域住民等から幅広く意見を聞き、その支援や協力を得て、安全、安心な学校づくりを推進するため、体罰・いじめ防止対策委員会を設置する。

### (名称)

第2条 名称を愛知県立豊川工業高等学校体罰・いじめ防止対策委員会(以下「体罰・いじめ防止対策委員会」という。)とする。

### (役割)

第3条 体罰・いじめ防止対策委員は、校長の求めに応じて、教職員の不祥事防止(体罰、セクシャルハラスメント、暴言、不適切な指導等)、生徒のいじめ防止と心のケア、学習活動や部活動の適切な運営、地域社会及び家庭と学校との連携の促進等、校長が行う学校運営に関して意見を述べることとする。

### (構成、推薦)

第4条 体罰・いじめ防止対策委員は、地域の有識者、地域の関係機関等の代表者及び保護者等で教育に関する理解及び識見を有する者の中から、校長が選任する。

ただし、本校の教職員、児童生徒、県教育委員会委員及び県教育委員会事務局職員を推薦することはできない。

### (任期)

第5条 体罰・いじめ防止対策委員の任期は委嘱の日からその年度末までとする。

2 体罰・いじめ防止対策委員は再任されることができる。

### (解任)

第6条 校長は、特別の事情があると認めた場合は、体罰・いじめ防止対策委員を解任することができる。

### (意見の聴取等)

第7条 校長は、体罰・いじめ防止対策委員から意見を求めるために、必要に応じて、体罰・いじめ防止対策委員に個別に意見を聴取したり、体罰・いじめ防止対策委員を一堂に会して意見を聴取したりすることができる。

### (秘密の保持)

第8条 体罰・いじめ防止対策委員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。

その委嘱を解かれた後も同様とする。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、体罰・いじめ防止対策委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

### 附則

この設置要綱は平成25年4月1日から施行する。